

健診・保健指導機関番号

9月下旬より、社会保険診療報酬支払基金の各都道府県支部において、健診・保健指導機関からの機関番号取得申請が開始されます。

石川県社会保険診療報酬支払基金（ 電話 076-231-2299 ）

健診・保健指導機関番号は、健診・保健指導の結果データ交換を行う場合には必要不可欠なものですので、特定健診・特定保健指導を受託する機関は、原則として健診・保健指導機関番号の取得申請が必要となります。

保健医療機関番号を保有している医療機関については、新たな番号の取得は不要ですが、特定健診・特定保健指導を受託する意向がある旨を届出するために、申請が必要となります。

申請に当たっては、「運営についての重要事項に関する規程の概要」をホームページで公開しておくことが前提となります。

申請方法は、支払基金所定の様式に必要事項を記入し、石川県社会保険診療報酬支払基金に届出を行います。支払基金所定の様式については、支払基金ホームページより入手できます。

申請が受理された機関については、支払基金のホームページに掲載されます。

<http://www.ssk.or.jp>（社会保険診療報酬支払基金のホームページ）